

臼杵市臼杵・野津学校給食センター
調 理 業 務 委 託

募 集 要 項

令和元年 7 月

臼杵市教育委員会

臼杵市（以下「市」という。）では、令和２年度から臼杵市臼杵学校給食センター及び野津学校給食センターの調理業務を民間事業者へ委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理業務等委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と併せて交付・公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 委託件名

臼杵市臼杵・野津学校給食センター調理業務委託

2 対象の施設

施設名	臼杵市臼杵学校給食センター	臼杵市野津学校給食センター
所在地	臼杵市大字海添 2574 番 27	臼杵市野津町野津市 666 番地
建築年月	平成 12 年 6 月	昭和 62 年 2 月
建物構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート）	鉄骨造
建物面積	延床面積 1,632 m ²	延床面積 504 m ²
システム	ドライシステム	ドライシステム
調理品目	1 献立制（2～3 品目／日調理） 他、アレルギー対応調理、炊飯調理	1 献立制（2～3 品目／日調理） 他、 アレルギー対応調理
配食校数	小学校 10 校／中学校 5 校	小学校 3 校／幼稚園 1 園
調理食数	約 2,700 食／日	約 400 食／日
調理稼働日数	約 200 日／年	
給食提供開始 予定日	令和 2 年 9 月 1 日	

3 業務内容

具体的な内容は、「臼杵市臼杵・野津学校給食センター調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1)調理業務
- (2)アレルギー対応調理
- (3)配缶業務
- (4)洗浄消毒業務
- (5)残菜及び厨芥の集積業務
- (6)清掃及び日常点検業務
- (7)ボイラー運転管理業務
- (8)その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・配送回収業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務
- ・廃棄物回収業務

4 委託期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで（5年間）

5 受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

6 応募資格

(1)資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ① 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 1日2,000食以上の学校給食調理施設での調理業務受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- ③ 臼杵市との連絡・調整が速やかに行えるよう大分県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを本業務委託開始までに有していること。
- ④ 募集要項等に関する現地説明会に出席した者であること。

(2)応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 臼杵市の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。
- ⑤ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
 - a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

- c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- e) 虚偽の内容が記載されている場合
- f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- g) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ① 市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとします。
- ② 本募集要項に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者へ通知します。
- ③ 現在臼杵学校給食センター及び野津学校給食センターに勤務している臨時職員等が雇用を希望した場合には、雇用すること。なお、説明会で配布する別紙資料の基準年収額を下回らない見積提案をおこなうこと。

7 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1) 応募書類等の公表	令和元年7月12日（金）～8月30日（金）
(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和元年8月1日（木）
(3) 募集要項等に関する質問の受付	令和元年7月31日（水）～8月5日（月）
(4) 質問の回答	令和元年8月9日（金）
(5) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び一次審査提案書類の受付	令和元年8月26日（月）～8月30日（金）
(6) 一次審査結果通知	令和元年9月13日（金）
二次審査、プレゼンテーション	令和元年9月20日（金）
二次審査結果通知	令和元年9月24日（火）～25日（水）
優先交渉権者の決定	令和元年10月上旬

(1) 募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

- ① 日 時 令和元年8月1日（木）
9時30分～12時（受付開始は9時）
- ② 場 所 臼杵市大字海添 2574 番 27
臼杵市臼杵学校給食センター 2階会議室

(臼杵学校給食センターを見学後、野津学校給食センターへ移動し見学)

③留意事項

- a) 説明会参加希望者は、令和元年7月30日(火)までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を様式1号に記入し、臼杵市教育委員会学校給食課へFAXまたはEメールにより連絡してください。

FAX 0972-63-1116

Eメールアドレス u-kyushoku@city.usuki.oita.jp

- b) 参加人数は、1事業者につき3名までとします。
c) 説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参して下さい。
d) 説明会不参加の事業者は、応募することはできません。

(2)募集要項等に関する質問の受付

本募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ①質問書(様式2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又はEメールにより提出してください。

FAX 0972-63-1116

Eメールアドレス u-kyushoku@city.usuki.oita.jp

- ②受付期間は、令和元年7月31日(水)～令和元年8月5日(月)午後5時まで

(3)質問の回答

質問の回答書は、令和元年8月9日(金)に市ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(4)参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ①提出期間 令和元年8月26日(月)～令和元年8月30日(金)
(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時

- ②提出先 臼杵市大字海添 2574 番 27
臼杵市教育委員会 学校給食課(臼杵学校給食センター内)

- ③提出書類 ・ 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式3号) 1部
・ 様式3号記載の添付書類 各1部
・ 提案書及び見積書(様式4号～12号) 正1部・副7部
a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じで作成すること。

b) 参加表明書類（様式 3 号及び添付書類）と提案書類（様式 4 号～12 号）はそれぞれ別のファイルに閉じること。

c) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

d) 見積額は下記の金額の範囲内（5 年間分総額）であること。

委 託 件 名	金 額
臼杵市立臼杵・野津学校給食センター調理業務委託	545,500 千円 (消費税抜)

e) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税抜きで記載すること。

f) 見積書（様式 12 号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。

g) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

④提出方法 持参又は郵送、宅配とする。（ただし、8 月 30 日必着とする）

(5) 第一次審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知します。

(6) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式 13 号）を提出すること。

8 資格審査及び提案の選考

臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下に示す審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

①参加資格審査

選定委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

②提案選考審査

a) 第一次審査

ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・ 提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・ 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) 評価審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位付けを行い、第一次審査として、得点の高い上位 3 事業者を選定します。ただし、応募事業者が 3 事業者に満たない場合又は同じ得点の事業者が 3 者を超えている場合は、この限りではありません。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「7 (4) ③ d) 項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

b) 第二次審査

ア) 選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1 事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

- ・ 日 時 令和元年 9 月 20 日（金）
- ・ 場 所 臼杵市役所 臼杵庁舎会議室
- ・ 時 間 プレゼンテーション 15 分とヒアリング 10 分、計 25 分程度とします。
- ・ 出席者 3 名までとします。
- ・ 準備物 パソコン、プロジェクター等使用する場合は、事前に申し出てください。

（スクリーンは市で準備します。）

準備・撤収は、審査前後の 10 分間の休憩時間に行うこと。

イ) 第二次審査を行う順番は、第一次審査における書類の受付順とします。

ウ) 選定委員（出席委員）は、応募事業者ごとに上記第一次審査と同じ評価項目により評価点を付します。

(2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、計 200 点満点で評価するものとします。

①企業・技術評価（配点 175 点）

評価項目	評価の観点	配点
経営状況	・ 公共事業を受託できる能力を有しているか	15
業務実績	・ 学校給食センター調理業務受託実績	10
企業理念	・ 学校給食調理業務に取り組む意欲 ・ 地元食材の活用促進など臼杵市の活動への協力体制について	30
業務実施体制	・ 組織体制 ・ 現在市が雇用している非常勤職員、臨時職員の最優先雇用 ・ 新規雇用の際の臼杵市民優先雇用 ・ 市との連携、内部の指揮命令系統 ・ 従事者の代替確保体制 ・ 作業工程表・作業動線図	30
衛生管理体制	・ 衛生管理体制	20
危機管理体制	・ 食中毒発生防止策 ・ 異物混入防止策 ・ 事故等発生時の対応 ・ 災害時対応	30
アレルギー対応食	・ 安全に提供するための取り組み ・ アレルギー対応食調理実施体制	20
研修計画	・ 受託から給食開始までの準備・研修計画 ・ 従事者に対する定期研修計画	15
指名登録	・ 臼杵市の指名登録業者であるか	5

②コスト評価（配点 15 点）

評価項目	評価の観点	配点
受託コスト	・ 予定価格（上限価格）を超過していないか ・ 参考賃金等が、配布資料の内容から下回っていないか	25

(3) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接

触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。また、第二次審査後の選定結果は、市ホームページに公表します。

(5) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、第一次審査（提案書類）と第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）での合計評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。（但し、市議会において予算議案の議決がなされなかった場合はその限りではない。）

(6) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

9 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ① 委託料は、令和2年8月分を初回として、月ごとに支払います。（年12回）
- ② 受託事業者は、委託業務完了報告書を提出し、市による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を市に請求することができます。なお、市が事業者を支払う各月の委託料の額は、各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額（ただし端数は3月分で調整する。令和7年度については7月分で調整する。）とします。
- ③ 市は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(3) リスク分担方針

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

①事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかった時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

②市の債務不履行の場合

a) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとします。

b) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できます。

10 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

臼杵市教育委員会 学校給食課（臼杵市臼杵学校給食センター内）

住所：〒875-0042 臼杵市大字海添2574番27

電話：0972-63-1115 FAX：0972-63-1116

Eメールアドレス： u-kyushoku@city.usuki.oita.jp